

ものづくり企業とスタートアップの協業促進企画運営業務 企画提案募集要領

1 委託業務名

ものづくり企業とスタートアップの協業促進企画運営業務

2 本業務の趣旨・目的

本業務は、テック系スタートアップ・サポートコンソーシアム宮城（以下、「テクスタ宮城」という。）が行うスタートアップ支援と、みやぎ高度電子機械産業振興協議会（以下、「高電協」という。）が行う企業の取引創出・拡大に向けた活動を一体的に実施し、スタートアップとものづくり企業との連携によるオープンイノベーションの機運醸成を図る取り組みである。

ものづくり企業の成長に向けて、イノベーション創出のきっかけとなる革新的な技術を有するスタートアップとの協業は、自社の技術を活かした新たな価値創造に有効であり、スタートアップにとっても、自社での製造が困難な部品づくり等において、柔軟かつ迅速な対応を可能とするものづくり企業との協業にはメリットがある。

主に県内企業を対象に、協業事例の紹介等を通じたオープンイノベーションに関する学びの機会を提供することで、オープンイノベーションの機運醸成を図り、本イベントを契機として、将来的に新たな事業創出や事業連携といった具体的な事例が生まれるための基盤を構築するもの。

また、県内スタートアップ企業を掲載した広報紙を作成・配布し、地域内におけるスタートアップ企業の認知度向上を図るもの。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

4 業務の内容等

ものづくり中小企業とスタートアップの協業促進企画運営業務仕様書（案）のとおり。

5 事業費（委託上限額）

6,600,000 円（消費税及び地方消費税含む）

6 応募資格

（1）本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

イ 本業務を適切かつ円滑に履行するに足る能力を有する者であること。

ロ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

ハ この業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

ニ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

ホ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない

こと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

へ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

ト 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成２０年１１月１日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。

チ 政治団体（政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定するもの）に該当しない者。

リ 宗教団体（宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条の規定によるもの）に該当しない者。

（２）上記（１）を満たす１事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記（１）を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

７ スケジュール（予定を含む）

令和７年１１月１１日（火） 企画提案募集開始

令和７年１１月１８日（火） 本業務に関する質問受付期限

令和７年１１月２１日（金） 本業務に関する質問への回答期限

令和７年１１月２８日（金） 企画提案参加申込及び企画提案書提出期限

令和７年１２月 ８日（月）（予定） 審査会（企画提案書の選考・対面でのプレゼンテーション）

令和７年１２月中旬（予定） 企画提案書審査結果の通知

８ 企画提案書の提出

（１）提出書類

企画提案提出書	様式第１号
企画提案資格要件に係る宣誓書	様式第３号 (プレゼンテーション審査時に原本を提出)
企画提案書	任意様式 ※構成については（２）に記載
過去の類似実績を証する書類	該当がある場合のみ提出（契約書（仕様書含む）等）
貸借対照表及び損益計算書（★）	確定済みの直近のもの１事業年度分
登記事項証明書（★）	・ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ・ 提出日から遡って３か月以内に発行されたもの
宮城県の納税証明書（★）	・ 宮城県内に本店・支店等を有する場合 ・ 提出日から遡って３か月以内に発行されたもの
消費税及び地方消費税の納税証明書（★）	・ 提出日から遡って３か月以内に発行されたもの

※★については、令和７年１０月１日時点における宮城県入札参加資格承認者名簿に登録が無い場合のみの提出とする。提出書類は複写したもので差し支えない。

(2) 企画提案書の構成

任意様式。A4版ヨコ。目次と表紙を除き25ページ以内)

※ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

イ 本業務実施に係るコンセプト

※イベント全体及び広報企画のコンセプト並びに設定理由等を記載すること。

ロ イベントの実施内容

※全体スケジュール、イベントタイトル、イベントのテーマ設定(案)、登壇者(案)、登壇者選定理由及びピッチ内容(案)、集客手法、申込・受付方法、PR資料、アンケート概要等を記載すること。

ハ 広報企画の実施内容

※掲載内容のイメージ、掲載スケジュール等を記載すること。

ニ 業務スケジュール

ホ 本業務の実施体制(責任者、担当者、業務分担、従事人数、連絡体制等)

ヘ 過去の類似実績の内容

ト 概算見積書

- ・本業務の実施に要する経費を全て計上し、その内訳(項目、数量、単価、金額、税等)を明らかにした概算見積書(様式任意)を作成すること。
- ・本業務に係る費用の総額は、5に定める委託料の上限額を超えないこと。

チ 会社概要

(3) 提出期限

令和7年11月28日(金)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法

- ・電子申請システム(LoGoフォーム)により提出すること。
- ・提出先 <https://logoform.jp/f/p3WTI>

【宮城県】ものづくり企業とスタートアップの協業促進企画運営業務 企画提案募集

9 質疑と回答

(1) 受付期限

令和7年11月18日(火)まで(午後5時必着)

(2) 提出方法

別紙様式2により、17の「応募・問合せ窓口」に電子メールで提出すること。電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年11月21日(金)までに宮城県経済商工観光部新産業振興課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

10 提出された資料の取扱等

- (1) 本業務への応募に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出する企画提案書は、1者につき1点とする。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書は、採点及び審査以外には無断で使用しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、選考の結果、業務委託候補者と選定された場合であっても無効とする。

11 業務委託候補者の選定

(1) 業務委託候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において、6に掲げた応募資格及び別紙審査項目に基づき、プレゼンテーション及び提出書類により選定を行う。選定に当たっては最高順位最多取得方式により、各委員の1位を最も多く取得した応募者1者を選定し、5で示した事業規模の範囲内で業務委託候補者として選定する。1位を同数取得した応募者が複数いる場合には、各委員の点数を単純に合計し、その合計点が最も高い応募者を選定する。

また、応募者が1者のみであった場合は、選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として決定する。

なお、応募者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書面審査を行い、プレゼンテーション審査の対象事業者を決定する。

(2) プレゼンテーション審査

イ 実施日時 令和7年12月8日(月)を予定。詳細は対象者に別途通知する。

ロ 実施場所 宮城県庁内を予定。詳細は対象者に別途通知する。

ハ 実施方法

- ・プレゼンテーションへの出席者は1者につき3名以内とする。
- ・1者当たりの持ち時間は25分以内(説明15分以内、質疑応答10分以内)とし、県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこと。
- ・プレゼンテーションの会場には県で大型モニター等を用意するので、パソコンを持参して説明することも可とする。

(3) 選定結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して、審査終了後に書面により個別に通知する。

12 委託契約

選考委員会において決定した業務委託候補者を優先候補者とし、別途、県が作成する業務委託仕様書に基づき、業務委託候補者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。業務委託候補者が委託契約を辞退した場合等にあつては、企画提案の審査の評価が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した業務委託候補者を受注者とする。

なお、委託金の支払い方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

1 3 業務成果の取扱い

- (1) 受注者は、本業務による成果品の著作権を全て発注者に譲渡し、発注者が、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。
- (2) 受注者は、発注者の事前の承認がない限り、成果品に係る著作権人格権を行使しないものとする。

1 4 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

1 5 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 6 その他必要な事項

- ・本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者との協議の上決定する。また、契約締結後にあっても、県の指示により内容変更を求めることがあるため、その場合は、柔軟かつ迅速に対応すること。
- ・この契約は、電子契約を選択することができる。

1 7 応募・問合せ窓口

宮城県経済商工観光部新産業振興課 スタートアップ支援班

住 所：〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1（県庁14階北側）

電 話：022-211-2779

メール：shinsansu@pref.miyagi.lg.jp

別紙

ものづくり企業とスタートアップの協業促進企画運営業務 評価基準（案）
（審査項目及び評価の視点）

- 1 受託候補者の決定は、ものづくり企業とスタートアップの協業促進企画運営業務プロポーザル方式等選定委員会の各構成員の評定結果に基づき決定する。
- 2 各構成員の評定は、構成員個々の独立した評定とする。
- 3 各構成員は、今回の企画提案について公正に審査するものとする。
- 4 審査項目・評価の視点及び配点は以下のとおりとする。

審査項目		評価の視点	配点	
項目	内容		個別	合計
業務趣旨	本業務のコンセプト及び選定理由	本業務の趣旨を理解し、委託業務の目的を達成できるような内容となっているか。	10	10
業務内容	イベントの実施内容及び独自性ポイント	企画提案内容はあらかじめ指定した内容が含まれているか。	5	70
		主な参加者である県内ものづくり企業が参加してオープンイノベーションに対する理解、行動変容が促される事例、内容及び登壇者となっているか。	25	
		イベントの会場選定、スケジュール等は参加しやすい内容となっているか。	5	
		広報紙の制作内容はスタートアップの認知度向上に資するものとなっているか。	10	
		独自性のある工夫が凝らされているか。	10	
		企画提案内容は将来的に新たな事業創出等の具体的事例が生まれる基盤構築に資する内容となっているか。	15	
実施体制・実績等	実施体制	実施体制が整っており、企画提案内容が円滑に実施可能となっているか。	5	5
	過去の類似実績内容	過去の類似業務は実績が高いと認められるか。	10	10
	当事業に係る経費	経費見積額は、積算根拠が妥当であり、業務内容と整合が取れており妥当か。	5	5

- 5 選定に当たっては「最高順位最多取得方式」により、各委員の1位を最も多く取得した応募者1者を業務委託候補者として選定する。1位を同数取得した応募者が複数いる場合には、各委員の点数を単純に合計し、その合計点が最も高い応募者を選定する。

なお、応募者が1者のみの場合は、選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に業務受託候補者として選定する。